

# 特定建築材料の追加について

§ 大気汚染防止法が令和2年6月に改正され、令和3年4月1日から順次施行されます。

・法改正に伴い、規制対象の建材（特定建築材料）が次のとおり追加されました。

建材種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有仕上塗材
対象石綿含有建材	<ul style="list-style-type: none"> <li>①吹付け石綿</li> <li>②石綿含有吹付けロックウール(乾式)</li> <li>③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(湿式))</li> <li>④石綿含有吹付けパーミキュライト</li> <li>⑤石綿含有吹付けパーライト</li> </ul>	<p>【石綿含有耐火被覆材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①耐火被覆板</li> <li>②けい酸カルシウム板第2種</li> </ul> <p>【石綿含有断熱材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①屋根用折板裏石綿断熱材</li> <li>②煙突用石綿断熱材</li> </ul> <p>【石綿含有保温材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿保温材</li> <li>②けいそう土保温材</li> <li>③石綿含有けい酸カルシウム保温材</li> <li>④パーミキュライト保温材</li> <li>⑤パーライト保温材</li> <li>⑥不定形保温材(水練り保温材)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種</li> <li>②屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート</li> <li>③内壁・天井 スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木</li> <li>④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材</li> <li>⑤煙突 セメント円筒</li> <li>⑥その他 セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築用仕上塗材(吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除く)</li> <li>②建築用下地調整塗材(法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用される。)</li> </ul>
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い
具体的な使用箇所の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築基準法の耐火建築物(3階建以上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が200m<sup>2</sup>以上の鉄骨構造の建築物等)などの鉄骨はり、柱等に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火被膜として使われている。昭和38(1963)年頃から昭和50(1975)年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63(1988)年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。</li> <li>②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁またはビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31(1956)年頃から昭和50(1975)年初頭までの建築物が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ボイラ本体およびその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。</li> <li>②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第2種を張り付けている。</li> <li>③断熱材として、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。</li> <li>②屋根材として石綿スレート等を用いている。</li> <li>③煙突や上下水道管に石綿セメント円筒や石綿セメント管が使用されている。</li> <li>④ダクトや配管のつなぎ部にジョイントシート(シール材)や石綿紡織品、パッキンなどが使用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。</li> <li>②内装仕上げに仕上塗材が塗られている。</li> <li>③建築用仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。</li> </ul>

太字は今回の法改正で特定建築材料として追加した箇所です。